

# 『政事要略』所引『論語義疏』の性格について

高田宗平

The Character of *Lunyu Yishu* (論語義疏) Quoted in *Seijiyoryaku* (政事要略)

TAKADA Sohei

はじめに

- ① 大阪市立大学学術情報総合センター福田文庫所蔵『要略』の書誌
- ② 『要略』所引『義疏』と対応する諸旧鈔本『義疏』の比較検討及び校勘
- ③ 『要略』所引『義疏』・『小野宮年中行事裏書』所引『義疏』・文永五年鈔本『論語集解』巻第七裏書と旧鈔本『義疏』との相異
- ④ 『要略』所引『義疏』・『小野宮年中行事裏書』所引『義疏』と敦煌本『論語疏』との相異  
むすびにかえて

## 〔論文要旨〕

旧稿『令集解』所引『論語義疏』の性格に関する諸問題』では、『令集解』を始めとする日本古典籍所引『論語義疏』と旧鈔本『論語義疏』は唐鈔本に由来する本文を遺存しているが、唐鈔本である敦煌本『論語疏』とは、本文の系統に関して一線を画す区別が必要であり、唐代には少なくとも『集解』所引『義疏』の本文に近いテキストと、敦煌本『論語疏』系のテキストが存在したことを明らかにした。

旧稿で得た結論を確実なものにするためには、他の日本古典籍所引『義疏』の性格を旧鈔本『義疏』、敦煌本『論語疏』と比較検討する必要がある。本稿では、新訂増補国史大系『政事要略』が底本と定めた大阪市立大学福田文庫本をテキストに用い、『要

略』所引『義疏』の性格を考察した。その結果、以下の結論を得た。第一に、『要略』所引『義疏』も『集解』所引『義疏』と同様に唐鈔本に由来する本文と見なすことができるが、敦煌本『論語疏』の本文とは一線を画す必要がある。第二に、『要略』所引『義疏』と『小野宮年中行事裏書』所引『義疏』は字句の相異が極めて少なく、『要略』と『小野宮年中行事裏書』の親近性が窺われる。

【キーワード】 福田文庫本『政事要略』、旧鈔本『論語義疏』、敦煌本『論語疏』、唐鈔本、『小野宮年中行事裏書』

## はじめに

筆者は、日本史学と中国学の学際的研究の一環として、日本古代中世典籍所引『論語義疏』（以下、日本古典籍所引『義疏』と略称する）と室町時代書写の旧鈔本『論語義疏』（以下、旧鈔本『義疏』と略称する）、敦煌本『論語義疏』とを比較することにより、日本古代・中世に流布していた『論語義疏』（以下、『義疏』と略称する）の性格や本文系統の解明を企図している。

旧稿<sup>①</sup>では、最も古い引用事例と考えられる『令集解』所引『論語義疏』（以下、『集解』所引『義疏』と略称する）「五常」の条に対象を絞り、『令集解』の主要な写本を検討して当該条の本文校勘を行い、これを旧鈔本『義疏』、敦煌本『論語義疏』、『令集解』以外の日本古典籍所引『義疏』と比較検討した。その結果、『集解』所引『義疏』と旧鈔本『義疏』は唐鈔本に由来する本文を遺存していると考えられる。ただし、唐鈔本である敦煌本『論語義疏』は、『集解』所引『義疏』・旧鈔本『義疏』とは多くの異同があり、特異な本文を有している。このような点から見れば、本文の系統に関して敦煌本『論語義疏』は、それらと一線を画す必要があり、唐代には少なくとも『集解』所引『義疏』の本文に近いテキストと、敦煌本『論語義疏』系のテキストが存在したことを明らかにした。

この結論をより確実なものにするためには、他の日本古典籍所引『義疏』の性格を旧鈔本『義疏』、敦煌本『論語義疏』と比較検討する必要がある。この点に鑑みて、本稿では平安時代中期の長保四年（一〇〇二）頃に明法博士惟宗（令宗）允亮により撰せられた法制書『政事要略』（以下、『要略』と略称する）に引用される『義疏』の性格を考察することにした。

なお、『要略』所引『義疏』の性格に関する先行研究は、管見の限り

では未だ見られず、本課題を解明することにより、日本古代史及び中国学の分野に裨益すると考えられる。『要略』に於ける『義疏』の引用は四箇条に過ぎないが、『令集解』等の他の日本古典籍と比較して、各条の『義疏』引用字数が極めて豊富である。このことは、日本古代史の観点からは、『要略』所引漢籍に於ける明法家の漢籍引用法の解明、及び『要略』の本文校勘に資する点が多い。他方、中国学の観点から見れば、諸旧鈔本『義疏』は室町時代以降の書写に係るものであるのに対し、『要略』所引『義疏』は平安時代中期に溯る本文を有しており、『義疏』の本文校勘上、看過し得ない文献と言える。

ただし、『要略』所引『義疏』は、撰者により『要略』に引用された『義疏』であり、換言するなら、『要略』に引用された二次の様態である。また、現存する『要略』諸写本の殆どが近世以降のものであり、それらには誤脱等が少なからず見受けられる。考察するに際し、このような限界があることを、あらかじめ断っておく。

本稿では、以上述べてきた問題意識に立脚し、『要略』所引『義疏』の文献学的考察を行う。

### ① 大阪市立大学学術情報総合センター福田文庫所蔵『要略』の書誌

『要略』の写本が多数伝存することは、『補訂版国書総目録』<sup>③</sup>・『古典籍総合目録―国書総目録続編』<sup>④</sup>から見て取れる。一般的に、本文の校勘・復原、写本の性格、引用典籍の性格等の文献学的研究を行うには、現存する諸本の悉皆調査を実施し、諸本の書承関係から本文系統を明らかにした上で、依拠すべきテキストを選定することが研究の階梯と言える。しかし、研究の状況は写本の悉皆調査も行われておらず、従って本文系統の解明も進んでいない。

現時点で筆者が調査し得た写本は次の九本である。<sup>⑤</sup>

- 1 宮内庁書陵部所蔵諸陵寮本（一七二―一八五）
- 2 宮内庁書陵部所蔵勢多本（一七三―一四〇）
- 3 国立公文書館内閣文庫所蔵九条家蔵本（楓―一七九―八九）
- 4 国立公文書館内閣文庫所蔵稲葉通邦自筆書入本（内―一七九―九三）

5 国立公文書館内閣文庫所蔵校正本（元―一七九―一〇七）

6 東京大学総合図書館所蔵本（△〇〇―六〇七三）

7 大阪市立大学学術情報総合センター福田文庫所蔵本（三三二・一

―KOR―福田文庫）

8 名古屋市蓬左文庫所蔵神村本（五―四三三）

9 名古屋市立鶴舞中央図書館河村文庫所蔵河村秀根本（河七―三）

本稿では、『要略』の写本系統が明らかになっていない現状に鑑みて、現在の学界で『要略』のテキスト研究の到達点と認知されている新訂増補国史大系所収『要略』（以下、国史大系本『要略』と略称する）が底本と定めた大阪市立大学学術情報総合センター福田文庫所蔵本<sup>6</sup>（以下、福田文庫本と略称する）をテキストに選定した。

ここで福田文庫本の特徴について述べたい。第一に、校合奥書から対校本として紀伊古学館本・官之異本を用いたことが明かなこと、第二に、朱筆及び代緒による校異が見られること、第三に、書写年代が江戸時代末期と推定されること、が挙げられる。特に、他の『要略』諸写本と比較して、対校本が明らかかなこと、及び書写年代が推定できることは特筆すべき特徴と言える。

本論に先立って福田文庫本の書誌について触れたい。（二〇〇七年一〇月二三日・二四日調査実施）

## 一 形状

福田文庫本は、袋綴装冊子本で全二六冊からなり、これを二帙に納め

る。<sup>7</sup> 帙（縦二六・五×横一九・〇×高さ八・五糎）は紺布張りで、金砂子題簽が帙上蓋の左肩（二五・〇×二・三糎）、及び帙の背（一五・〇×二・五糎）にそれぞれ存し、帙の背の題簽には「政事要略 一帙」（第一帙）、「政事要略 二帙」（第二帙）とそれぞれ墨書する。現表紙は後補で、横刷毛目洪引、元表紙は本紙共紙。各冊の法量はおよそ二六・四×一八・六糎、綴糸は縹色で四ツ目綴である。

## 二 本文

本文中に江戸時代末期の光格天皇（在位 安永八年（一七七九）～文化一四年（一八一七））の諱である兼仁の「兼」に闕筆が認められることから、書写年代は江戸時代末期かと推定される。また、本文の筆跡は複数認められ、寄合書である。

本文料紙は、楮紙、無辺無界、卷二二～二五・二七～二九・五一・五三～五七・五九・六〇～六二・六七・六九・七〇・八二は毎半葉一〇行、一行の字詰は二〇字、卷二六・三〇・八四は毎半葉八行、一行二〇字、卷八一は毎半葉八行、一行一七字である。ただし、卷九五には概ね毎半葉一〇行、一行二〇字であるが、巻の前半部では双行注のある場合に毎半葉八～九行、一行一七字のこともある。朱筆による合点・校異、朱引、代緒による校異がそれぞれ付される。

## 三 外題等

左記の如く各巻表紙左端に打付外題がある。

卷二二「政事要略 廿二」	卷二七「政事要略 廿七」
卷二三「政事要略 廿三」	卷二八「政事要略 廿八」
卷二四「政事要略 廿四」	卷二九「政事要略 廿九」
卷二五「政事要略 廿五」	卷三〇「政事要略 三十」
卷二六「政事要略 廿六」	卷五一「政事要略 五拾一」

卷五三「政事要略 五十三」 卷六二「政事要略 六拾二」  
 卷五四「政事要略 五十四」 卷六七「政事要略 六拾七」  
 卷五五「政事要略 五十五」 卷六九「政事要略 六拾九」  
 卷五六「政事要略 五十六」 卷七〇「政事要略 七拾」  
 卷五七「政事要略 五十七」 卷八一「政事要略 八拾一」  
 卷五九「政事要略 五十九」 卷八二「政事要略 八拾二」  
 卷六〇「政事要略 六拾」 卷八四「政事要略 八拾四」  
 卷六一「政事要略 六拾一」 卷九五「政事要略 九十五」

また、卷二二を除く各巻表表紙右下に「二（廿六上）」と各冊の順序が朱書される。巻二二表表紙右下は大阪市立大学による函架番号票が貼付されていて各冊の順序が記されているか否か不明である。巻二二表表紙右上に「共貳拾六本」と墨書される。

元表紙に貼紙（九・五×三・五糎）が存し、左記の如く貼紙に墨書されている。

- 卷二二「政事 二拾二」 卷五三「政事 五拾三」
  - 卷二三「政事 二拾三」 卷五四「政事 五拾四」
  - 卷二四「政事 二拾四」 卷五五「政事 五拾五」
  - 卷二五「政事 二拾五」 卷五六「政事 五拾六」
  - 卷二六「政事 二拾六」 卷五七「政事 五拾七」
  - 卷二七「政事 二拾七」 卷五九「政事 五拾九」
  - 卷二八「政事 二拾八」 卷六〇「政事 六拾」
  - 卷二九「政事 二拾九」 卷六一「政事 六拾一」
  - 卷三〇「政事 三拾」 卷六二「政事 六拾二」
- また、卷二二表紙に、
- 政事要略現存書目

- 廿二 廿三 廿四 廿五 廿六 廿七 廿八
- 廿九 三十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七

- 五十九 六十 六十一 六十二 六十七 六十九 七十
- 八十一 八十二 八十四 九十五
- 通計貳十陸本

と墨書される。

卷二五表紙の右上に「今上正暦四年」と朱書される。

更に、卷五一元表紙に、

永正十四年丁丑正月 時々飛（飛方）雪 八座閑叟孝

一日丁丑天晴 天晴陰

政事要畧 五十一

と墨書される。

なお、以下の元表紙には貼紙に代わるものとして、左記の墨書が存する。

- 卷六七「政事要略 六十七」
- 卷六九「政事要略 六十九」
- 卷七〇「政事要略 七拾」

#### 四 内題

内題は左記の如くである。

- 卷二二「政事要畧第廿二年中行事廿二」
- 卷二三「政事要畧第廿三年中行事廿三」
- 卷二四「政事要畧第廿四年中行事廿四」
- 卷二五「政事要畧第廿五年中行事廿五」
- 卷二六「政事要畧第廿六年中行事廿六」
- 卷二七「政事要畧第廿七年中行事廿七」
- 卷二八「政事要畧第廿八年中行事廿八」
- 卷二九「政事要畧第廿九年中行事廿九」
- 卷三〇「政事要畧第卅年中行事卅」

卷五一「政事要略第五十一交替雜事十一」

卷五三「政事要略第五十三」

卷五四「政事要略第五十四交替雜事十四」

卷五五「政事要略第五十五交替雜事十五」

卷五六「政事要略第五十六交替雜事十六」

卷五七「政事要略第五十七交替雜事」

卷五九「政事要略第五十九交替雜事五十九」

卷六〇「政事要略第六十交替雜事廿」

卷六一「政事要略第六十一 糺彈雜事一」

卷六二「政事要略第六十二按六十九歟」

卷六七「政事要略第六十七」

卷六九「政事要略第六十九糺彈雜事九」

卷七〇「政事要略第七十糺彈雜事十」

卷八一「政事要略第八十一糺彈雜事廿一」

卷八二「政事要略第八十二糺彈雜事二」

卷八四「政事要略第八十四糺彈雜事廿四」

卷九五「政事要略九十五下至要雜事五下」

### 五 尾題

尾題は左記の如くである。

卷二二「政事要略卷第廿二終」 卷二九「政事要略第廿九」

卷二三「政事要略第廿三」 卷三〇「政事要略第卅」

卷二四「政事要略卷第廿四」 卷五一「政事要略第五十一」

卷二五「政事要略卷第廿五」 卷五三「政事要略第五十三」

卷二六「政事要略卷第廿六」 卷五四「政事要略第五十四」

卷二七「政事要略卷第廿七」 卷五五「政事要略第五十五」

卷二八「政事要略第廿八」 卷五六「政事要略第五十六」

卷五七 なし 卷六九「政事要略第六十九」

卷五九「政事要略第五十九」 卷七〇「政事要略第七十」

卷六〇「政事要略第六十」 卷八一 なし

卷六一 なし 卷八二「政事要略第八十二」

卷六二 なし 卷八四「政事要略第八十四」

卷六七「政事要略第六十七」 卷九五「政事要略第九十五」

### 六 奥書

左記の如く校合奥書が存する。

卷二二末葉裏右端（代赅）、  
〔八六九〕

明治二年二月廿五日以紀伊古學館本与小中村清矩對校畢

校字下標イ字者此也次卷效之 勝田元徳

卷二三末葉裏右端（代赅）、

明治二年三月五日以紀伊古學館本与小中村清矩對校畢

卷二四末葉裏の本文末行と尾題との間（代赅）、 勝田元徳

明治二年三月十六日以紀伊古學館本与小中村清矩對校

卷二五末葉裏の本文末行と尾題との間（代赅）、 勝田元徳

本云

甲戌秋七月拾於林家以官之異本比校了

明治二年五月十六日以紀伊古學館本与小中村清矩對校了 勝田元徳

### 七 印記、旧藏者

印記は、左記の六種が認められる。

（一）单廓方形陽刻朱印「福田徳／三臧書」（二・九×二・九糎）

(2) 単廓方形陽刻朱印「大阪市／經濟研究／所圖書印」(四・八五  
×四・八五糶)

(3) 単廓長方陽刻朱印「福田文庫」(七・〇×二・〇糶)

(4) 単廓長方隅丸陽刻朱印「陽春／廬記」(三・一×二・五糶)

(5) 単廓楕円陽刻朱印「核齋」(三・七×一・八五糶)

(6) 単廓方形陽刻朱印「湯島狩／谷氏求古樓／圖書記」(三・一×  
三・一糶)

(1) (4) は各巻初葉表、(5) は巻二二巻頭遊紙右下、(6) は  
巻九五末葉裏右下にそれぞれ各一類を踏印する。(1)(3) は福田徳三、  
(2) は大阪市立大学の前身である大阪市經濟研究所、(4) は小中村  
清矩、(5) (6) は狩谷核齋のそれぞれの蔵書印である。

## ②『要略』所引『義疏』と対応する諸旧鈔本『義疏』の比較検討 及び校勘

『要略』所引『義疏』は次の三箇条である。それぞれ『義疏』の対応  
箇所を記すと次の如くである。

(一) 『要略』巻廿九年中行事十二月下(追儺)——『義疏』巻第五郷  
党第十

(二) 『要略』巻六十七 糺彈雜事(男女衣服并資用雜物)——『義疏』  
巻第七 憲問第十四

(三) 『要略』巻六十九 糺彈雜事(致敬拝礼下馬)——『義疏』巻第二  
八 侘第三

なお、この他、『要略』巻六十七 糺彈雜事(男女衣服并資用雜物)に  
『義疏』巻第五 郷党第十の引用があるが、これは「講書私記」<sup>9)</sup>を介し  
ての間接引用であるため、本稿の課題である『要略』所引『義疏』の性  
格の考察からは、ひとまず除外する。

次に、『要略』所引『義疏』と対応する諸旧鈔本『義疏』を列挙し、

以下の諸旧鈔本『義疏』間の字句の異同を明らかにし、異同の結果を踏  
まえ校勘していく。

まず、諸旧鈔本『義疏』<sup>10)</sup>のテキストを示す。

底本

《一》 前田育徳会尊経閣文庫所蔵応永三十四年(一四二七)鈔本(以  
下、応永三十四年本と略称する)

対校本

《二》 龍谷大学図書館所蔵文明九年(一四七七)鈔本(以下、文明  
九年本と略称する)〇二一—二〇—五

《三》 天理大学附属天理図書館所蔵清熙園本(以下、清熙園本と略  
称する)一三三—三一—一七

右の旧鈔本『義疏』はそれぞれ紙焼き写真を使用した。

ここで、旧鈔本『義疏』のテキストに以上の三本を選定した理由を述  
べたい。《一》は現存の鈔本『義疏』中、最古の年紀を有するため底本  
に選定した。対校本に用いた《二》は、武内義雄氏が『論語義疏(校本)・  
校勘記』<sup>11)</sup>に於いて底本に選定したためである。また、《三》については、  
武内義雄・高橋均の両氏が旧鈔本中最古のテキストと述べていることを  
尊重し、対校本に選定した。

なお、本稿では、『要略』所引『義疏』と旧鈔本『義疏』との比較検  
討に際し、旧鈔本『義疏』の本文を〔経文〕、何晏集解を〔集解〕、皇侃  
義疏を〔義疏〕と記し、両者の対応箇所のうち、経文は実線で囲い、集  
解には破線、義疏には傍線を施した。

(一) 『要略』巻廿九 年中行事十二月下(追儺)の引用に該当する箇  
所は、旧鈔本『義疏』巻第五 郷党第十である。

〇 応永三十四年本

〔経文〕 郷人儺

〔義疏〕

〰者逐疫鬼也爲陰陽之氣不即時退癘鬼隨而爲人作禍故天子使方相氏黃金四目蒙熊皮執戈揚楯玄衣朱裳口作儺之聲以歐疫鬼也一年三過爲之三月八月十二月也故月令季春云命國儺鄭玄云此儺陰氣也陰氣至此不止害將及人厲鬼隨之而出行至仲秋又云天子乃儺鄭玄云此儺陽氣也陽暑至此不害亦將及人厲鬼亦隨人而出行至季冬又云命有司大儺鄭玄云此儺陰氣也至此不害將及人厲鬼將隨強陰出害人也侃按三儺二是儺陰一是儺陽陰陽乃異俱是天子所命春是一季之始彌畏災害故命國民家悉儺八月儺陽是君法臣民不可儺君故稱天子乃儺也十二月儺雖是陰既非一季之急故民亦不得同儺也今云鄉人儺是三月也

〔經文〕

朝服而立於阼階

〔義疏〕

阼階東階主人之階也孔子聞鄉人逐鬼恐見驚動宗廟故着朝服而立於阼階以待先祖爲孝之心也朝服者玄冠緇布衣素積裳是卿大夫之祭服也禮唯孤卿爵弁自祭若卿大夫以下悉玄冠以自齋祭不異冠服也

○文明九年本

〔經文〕

鄉人儺

〔義疏〕

〰者逐疫鬼也爲陰陽之氣不即時退厲鬼隨而爲人作禍故天子使方相氏黃金四目蒙熊皮執戈揚楯玄衣朱裳口作儺之聲以驅疫鬼也一年三過爲之三月八月十二月也故月令季春云命國儺鄭玄曰此儺陰氣也陰氣至此不止害將及人厲鬼隨之而出行至仲秋又云天子乃儺鄭玄曰此儺陽氣也陽暑至此不害亦將及人厲鬼亦隨人而出行至季冬又云命有司大儺鄭玄曰此儺陰氣也至此不害將及人厲鬼將隨強陰出害人也侃案三儺二是儺陰一是儺陽陰陽乃異俱是天子所命春是一年之始彌畏災害故命國民家悉儺八月儺陽是

〔經文〕

朝服而立於阼階

〔義疏〕

〰東階主人之階也孔子聞鄉人逐鬼恐見驚動宗廟故着朝服而立於阼階以待先祖爲孝之心也朝服者玄冠緇布衣素積裳是卿大夫自祭之服也禮唯孤卿爵弁自祭若卿大夫以下悉玄冠以自齋祭不異冠服也

○清熙園本

〔經文〕

鄉人儺

〔義疏〕

〰者逐疫鬼也爲陰陽之氣不即時退厲鬼隨而爲人作禍故天子使方相氏黃金四目蒙熊皮執戈揚楯玄衣朱裳口作儺之聲以歐疫鬼也一年三過爲之三月八月十二月也故月令季春云命國儺鄭玄云此儺陰氣也陰氣至此不止害將及人厲鬼隨之而出行至仲秋又云天子乃儺鄭玄云此儺陽氣也陽暑至此不害亦將及人厲鬼亦隨人而出行至季冬又云命有司大儺鄭玄云此儺陰氣也至此不止害將及人厲鬼將隨強陰出害人也侃案三儺二是儺陰一是儺陽陰陽乃異俱是天子所命春是一年之始彌畏災害故命國民家悉儺八月儺陽是君法臣民不可儺君故稱天子乃儺也十二月儺雖是陰既非一年之急故民亦不得同儺也今云鄉人儺是三月也

〔經文〕

朝服而立於阼階

〔義疏〕

阼階東階主人之階也孔子聞鄉人逐鬼恐見驚動宗廟故着朝服而立於阼階以待先祖爲孝之心也朝服者玄冠緇布衣素積裳是卿大夫祭之服也禮唯孤卿爵弁自祭若卿大夫以下悉玄冠以自齋祭不異冠服也

以下、字句の異同について考察する。

① 応永三十四年本は「癘」に作るが、文明九年本・清熙園本は「厲」

- に作る。「癘」と「厲」は通用する。
- ② 応永三十四年本・清熙園本は「聲」に作るが、文明九年本は「孝」に作り、傍らに本文と同筆と思われる校異注「聲」が施されている。これを勘案すれば、「孝」は「聲(声)」に筆写体が近似しているゆえの誤写か。
- ③ 応永三十四年本は「毆」、文明九年本は「驅」、清熙園本は「歐」にそれぞれ作る。これらは通用する。
- ④ 応永三十四年本は「儺々」に作るが、文明九年本・清熙園本には「々」がない。応永三十四年本の「々」は衍字か。因みに『礼記』卷五月令第六は「難」(儺)に通用する)に作る。
- ⑤ 応永三十四年本・文明九年は「玄」が存するが、清熙園本は「玄」がない。異同が生じた要因は不明である。
- ⑥ 応永三十四年本・清熙園本は「云」に作るが、文明九年本は「曰」に作る。ただし文明九年本は「曰」の傍らに本文と同筆と思われる校異注「云」が施されている。異同が生じた要因は不明である。
- ⑦ 応永三十四年本・文明九年は「玄」が存するが、清熙園本は「玄」がない。異同が生じた要因は不明である。
- ⑧ 応永三十四年本・清熙園本は「云」に作るが、文明九年本は「曰」に作る。異同が生じた要因は不明である。
- ⑨ 応永三十四年本・清熙園本は「玄」がないが、文明九年本は「玄」が存する。異同が生じた要因は不明である。
- ⑩ 応永三十四年本・清熙園本は「云」に作るが、文明九年本は「曰」に作る。異同が生じた要因は不明である。
- ⑪ 応永三十四年本は「按」、文明九年本・清熙園本は「案」に作る。両者は通用する。
- ⑫ 応永三十四年本・文明九年本は「陰陽」に作るが、清熙園本は「陰」に作る。清熙園本は誤写(転倒)か。

- ⑬ 応永三十四年本・文明九年本は「乃」に作るが、清熙園本は「及」に作る。字形が近似しているゆえの清熙園本の誤写か。
- ⑭ 応永三十四年本は「季」に作るが、文明九年本・清熙園本は「年」に作る。両者は通用する。
- ⑮ 応永三十四年本は「季」に作るが、文明九年本・清熙園本は「年」に作る。両者は通用する。
- ⑯ 応永三十四年本・文明九年本は「着」に作るが、清熙園本は「著」に作る。両者は通用する。
- ⑰ 応永三十四年本は「於」が存するが、文明九年本・清熙園本は「於」がない。文明九年本・清熙園本は脱字か。
- ⑱ 応永三十四年本・清熙園本は「積」に作るが、文明九年本は「績」に作る。両者は通用する。ただし、字形が近似しているゆえの何れかの誤写の可能性がある。
- 以上の考察の結果を基に校勘すると次の如くなる。
- 〔経文〕 郷人儺
- 〔義疏〕 々者逐疫鬼也爲陰陽之氣不即時退癘鬼隨而爲人作禍故天子使方相氏黃金四目蒙熊皮執戈揚楯玄衣朱裳口作儺々之聲以毆疫鬼也一年三過爲之三月八月十二月也故月令季春云命國儺鄭玄云此儺々陰氣也陰氣至此不止害將及人厲鬼隨之而出行至仲秋又云天子乃儺鄭玄云此儺々陽氣也陽暑至此不衰害亦將及人厲鬼亦隨人而出行至季冬又云命有司大儺鄭云此儺々陰氣也至此不止害將及人厲鬼將隨強陰出害人也倪按三儺二是儺陰一是儺陽陰陽乃異俱是天子所命春是一季之始彌畏災害故命國民家々悉儺八月儺陽是君法臣民不可儺君故稱天子乃儺也十二月儺雖是陰既非一季之急故民亦不得同儺也今云鄉人儺是三月也
- 〔経文〕 朝服而立於阼階

〔義疏〕 阼階東階主人之階也孔子問鄉人逐鬼恐見驚動宗廟故着朝服而立於阼階以侍先祖爲孝之心也朝服者玄冠緇布衣素積裳是卿大夫之祭服也禮唯孤卿爵弁自祭若卿大夫以下悉玄冠以自齋祭々々不異冠服也

〔二〕『要略』卷六十七 糺彈雜事（男女衣服并資用雜物）の引用に該当する箇所は、旧鈔本『義疏』卷第七 憲問第十四である。

○応永三十四年本

〔經文〕 子貢曰管仲非仁者與

〔義疏〕 問孔子嫌管仲非是仁者乎

〔經文〕 桓公殺公子糾不能死又相之

〔義疏〕 此舉管仲非仁之迹（後略）

〔經文〕 子曰管仲相桓公霸諸侯一匡天下

〔義疏〕 孔子說管仲爲仁之迹也（後略）

〔集解〕 馬融曰匡正也天子微弱桓公率諸侯以尊周室一正天下也

〔經文〕 民到于今受其賜

〔義疏〕 々猶恩惠也（後略）

〔集解〕 受其賜者謂不被髮左衽之惠也

〔義疏〕 王弼曰于時戎狄交侵（後略）

〔經文〕 微管仲吾其被髮左衽矣

〔義疏〕 此舉受賜之事也被髮不結也左衽衣前也從右來向左孔子言

若無管仲則今我亦爲夷狄故被髮左衽矣也

〔集解〕 馬融曰微無也⑤無管仲則君不君臣不臣皆爲夷狄也

○文明九年本

〔經文〕 子貢曰管仲非仁者與

〔義疏〕 問孔子嫌管仲非是仁者乎

〔經文〕 桓公殺公子糾不能死又相之

〔義疏〕 此舉管仲非仁之迹（後略）

〔經文〕 子曰管仲相桓公霸諸侯一匡天下

〔義疏〕 孔子說管仲爲仁之迹也（後略）

〔集解〕 馬融曰匡正也天子微弱桓公率諸侯以魯周室一正天下也

〔經文〕 民到于今受其賜

〔義疏〕 々猶恩惠也（後略）

〔集解〕 受其賜者謂不被髮左衽之惠也

〔義疏〕 王弼曰于時戎狄交侵（後略）

〔經文〕 微管仲吾被髮左衽矣

〔義疏〕 此舉受賜之事也被髮不結也左衽衣前②從左來向若孔子言右④

若無管仲則今我亦爲夷狄故被髮左衽矣也左

〔集解〕 馬融曰微無也⑤無管仲則君不君臣不臣皆爲夷狄也

○清熙園本

〔經文〕 子貢曰管仲非仁者與

〔義疏〕 問孔子嫌管仲非是仁者乎

〔經文〕 桓公殺公子糾不能死又相之

〔義疏〕 此舉管仲非仁之迹（後略）

〔經文〕 子曰管仲相桓公霸諸侯一匡天下

〔義疏〕 孔子說管仲爲仁之迹也（後略）

〔集解〕 馬融曰匡正也天子微弱桓公率諸侯以尊周室一正天下也

〔經文〕 民到于今受其賜

〔義疏〕 々猶恩惠也（後略）

〔集解〕 受其賜者謂不被髮左衽之惠也

〔義疏〕 王弼曰于時戎狄交侵（後略）

〔經文〕 微管仲吾其被髮左衽矣

〔義疏〕 此舉受賜之事也被髮不結也左衽衣前也從右來向左孔子言②③④

若無管仲則今我亦爲夷狄故被髮左衽矣也

〔集解〕馬融曰微无也無管仲則君不君臣不臣皆為夷狄也  
以下、字句の異同について考察する。

① 応永三十四年本・清熙園本は「其」が存するが、文明九年本は「其」がない。文明九年本は脱字か。

② 応永三十四年本・清熙園本は「也」が存するが、文明九年本は「也」がなく、当該箇所に入符を付し、本文と同筆と思われる校異注「也」が施されている。

③ 応永三十四年本・清熙園本は「右」に作るが、文明九年本は「左」に作る。文明九年本は「右」の誤写か。

④ 応永三十四年本・清熙園本は「左」に作るが、文明九年本はもと「若」に作り、その傍らに本文と同筆と思われる校異注「右」及び「左」が施されている。文明九年本の「若」は「左」の誤写か。

⑤ 応永三十四年本・清熙園本は「无」に作るが、文明九年本は「無」に作る。両者は通用する。

⑥ 応永三十四年本・文明九年本は「无」に作るが、清熙園本は「無」に作る。両者は通用する。

以上の考察の結果を基に校勘すると次の如くなる。なお、底本を改める程の異同はない。

〔経文〕 子貢曰管仲非仁者與

〔義疏〕 問孔子嫌管仲非是仁者乎

〔経文〕 桓公殺公子糾不能死又相之

〔義疏〕 此舉管仲非仁之迹（後略）

〔経文〕 子曰管仲相桓公霸諸侯一匡天下

〔義疏〕 孔子説管仲爲仁之迹也（後略）

〔集解〕 馬融曰匡正也天子微弱桓公率諸侯以尊周室一正天下也

〔経文〕 民到于今受其賜

〔義疏〕 猶恩惠也（後略）

〔集解〕 受其賜者謂不被髮左衽之惠也

〔義疏〕 王弼曰于時戎狄交侵（後略）

〔経文〕 微管仲吾其被髮左衽矣

〔義疏〕 此舉受賜之事也被髮不結也左衽衣前也從右來向左孔子言若无管仲則今我亦爲夷狄故被髮左衽矣也

〔集解〕 馬融曰微无也無管仲則君不君臣不臣皆為夷狄也

〔三〕 『要略』卷六十九 糺彈雜事（致敬拜礼下馬）の引用に該当する箇所は、旧鈔本『義疏』卷第二 八節第三である。

○ 応永三十四年本

〔経文〕 王孫賈

〔義疏〕 者周靈王之孫名賈也是時仕衛爲大夫也

〔経文〕 問曰與其媚於奧寧媚於竈何謂也

〔義疏〕 此世俗舊語也媚趣向也奧内也謂室○西南角室向東南開戸

西南安牖之内隱奥无事恒令尊者所居之處也竈謂人家爲飲食之處也賈仕在衛執政爲一國之要能爲人之烟欲自比如竈

雖卑外而實要爲衆人所急也又侍君之近臣以喻奥也近君之

臣雖近君爲尊而交无事如室之奥雖尊而无事也并於人无烟

也時孔子至衛賈誦此舊語以感切孔子欲令孔子求媚於己如

人之媚竈也故云與其媚於奧寧媚於竈問於孔子何謂使孔子

悟之也

〔集解〕 孔安國曰王孫賈衛大夫也奧内也以喻近臣也竈以喻執政也賈者執政者也欲使孔子求昵之故微以世俗之言感動之也

○ 文明九年本

〔経文〕 王孫賈

〔義疏〕 者周靈王之孫名賈也是時仕衛爲大夫也

〔経文〕 問曰與其媚於奧寧媚於竈何謂也

〔義疏〕此世俗舊語也媚趣向也奧<sup>内</sup>向也謂室<sup>中</sup>○西南角室向東南開戸

西南安牖<sup>々</sup>内隱奧無事恒令尊者所居之處也竈謂人家爲飲食之處也賈仕在衛執政爲一國之要能爲人之烟欲自比如竈雖卑外而實要爲衆人所急也又侍君之近臣以喻奧也近君之臣雖近君爲尊而交無事如室之奧雖尊而無事也○<sup>并</sup>於人無烟也時孔子至衛賈誦此舊語以感切孔子欲令孔子求媚於己如人之媚竈也故云與其媚於奧寧媚竈問於孔子何謂使孔子悟之也

〔集解〕孔安國曰王孫賈衛大夫也奧内也以喻近臣也竈以喻執政也

賈者執政者也欲使孔子求昵之故微以世俗之言感動之也

○清熙園本

〔經文〕王孫賈

〔義疏〕<sup>々々々</sup>者周王之孫名賈也是時仕衛爲大夫也

〔經文〕問曰與其媚於奧寧媚於竈何謂也

〔義疏〕此世俗舊語也媚趣向也奧内也謂室西南角室向東南開戸西南安牖<sup>々</sup>内隱奧無事恒令尊者所居之處也竈謂人家爲飲食之處也賈仕在衛執政爲一國之要能爲人之烟欲自比如竈雖卑外而實要爲衆人所急也又侍君之近臣以喻奧也近君之臣雖近君爲尊而交無事如室之奧雖尊而無事也於人無烟也時孔子至衛賈誦此舊語以感切孔子欲令孔子求媚於己如人之媚竈也故云與其媚於奧寧媚竈問於孔子何謂使孔子悟之也

〔集解〕孔安國曰王孫賈衛大夫也奧内也以喻近臣也竈以喻執政也

賈者執政者也欲使孔子求昵之故微以世俗之言感動之也

当該箇所は、諸本間の異同が認められない。

右の(一) (三)の応永三十四年本・文明九年本・清熙園本の異同を分類すると、次の如くなる。

(一) 旧鈔本『義疏』卷第五 郷党第十

- A 応永三十四年本の衍字……④
- B 文明九年本の誤写・脱字……②・⑦
- C 清熙園本の誤写・脱字……⑫・⑬・⑰
- D 諸本の字句が通用の關係のもの……①・③・⑪・⑭・⑮・⑯
- E 不明……⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩
- F その他……⑱

(二) 旧鈔本『義疏』卷第七 憲問第十四

- A 文明九年本の誤写・脱字……①・③・④
- B 諸本の字句が通用の關係のもの……⑤・⑥
- C その他……②

(三) 旧鈔本『義疏』卷第二 八佾第三

当該箇所は、諸本間の異同が認められない。

以上の結果をまとめると、応永三十四年本・文明九年本・清熙園本のうち、文明九年本に誤写・脱字が最も多く認められた。

### ③『要略』所引『義疏』・『小野宮年中行事裏書』所引『義疏』・『文永五年鈔本』『論語集解』卷第七裏書と旧鈔本『義疏』との相異

本章では、前章の旧鈔本『義疏』の校勘の結果と『要略』所引『義疏』・『小野宮年中行事裏書』所引『義疏』・『文永五年鈔本』『論語集解』卷第七裏書(以下、『論語集解』裏書と略称する)とを比較検討する。

前章の冒頭で示した如く、『要略』所引『義疏』は次の(一) (三)の三箇条である。

なお、『小野宮年中行事裏書』には『義疏』の引用を一箇条、『論語集解』裏書に『要略』所引『義疏』に対応する書人を見出すことができるので、『小野宮年中行事裏書』は(三)、『論語集解』裏書は(二)にそれぞれ比較検討の材料に加える。

まずはじめに、調査に用いた典籍諸本のテキストを示す。

〈1〉『要略』

福田文庫本

〈2〉『小野宮年中行事裏書』

国立歴史民俗博物館所蔵江戸時代初期写本<sup>(15)</sup>

〈3〉『論語集解』裏書

醍醐寺所蔵文永五年鈔本『論語集解』卷第七裏書<sup>(16)</sup>

〈4〉旧鈔本『義疏』

前章で行った校勘の結果を用いる。

次に、『要略』所引『義疏』・『小野宮年中行事裏書』所引『義疏』・『論語集解』裏書・旧鈔本『義疏』の該当箇所を列挙し、比較検討を行う。

〈二〉『要略』卷廿九 年中行事十二月下（追儺）

論語疏云郷人儺々者逐疫鬼也爲陰陽之氣不節時退癘鬼隨而爲人作禍故天子使方相氏黃金四目蒙熊及執戈揚楯玄衣朱裳口作儺々之聲改歛疫鬼也一年之過爲之三月八月十二月也故月令季春云令國儺鄭云此儺陰氣也陰氣至此不止害將及人癘鬼隨之而出行至仲秋又云天子及儺鄭云儺々陽氣陽暑至此不哀害亦將及人癘鬼只隨而出行至季冬又云命有司大儺之陰氣也至此不止害將及人勵鬼將隨殆陰出害人也侃案三儺二是儺陰一是儺陽陰乃異俱是天子所命春是一年之始彌畏災厲故命國民家々追儺八月儺陽々是君故儺天子乃儺也十二月儺雖是陰既非一年之急故民亦不得同儺也今云郷人儺是三月朝服而立於阼階々東階主人之階也孔子問郷人逐鬼恐見驚動宗廟故着朝服而立於阼階以侍先祖爲孝之心也朝服者玄冠縮布衣素績裳是

旧鈔本『義疏』卷第五 郷党第十

〔経文〕 郷人儺

〔義疏〕 々者逐疫鬼也爲陰陽之氣不節時退癘鬼隨而爲人作禍故天子使方相氏黃金四目蒙熊皮執戈揚楯玄衣朱裳口作儺々之聲以馭疫鬼也一年三過爲之三月八月十二月也故月令季春云命國儺鄭玄云此儺々陰氣也陰氣至此不止害將及人厲鬼隨之而出行至仲秋又云天子乃儺鄭玄云此儺々陽氣也陽暑至此不哀害亦將及人厲鬼亦隨人而出行至季冬又云命有司大儺鄭云此儺々陰氣也至此不止害將及人厲鬼將隨強陰出害人也侃按三儺二是儺陰一是儺陽陰陽乃異俱是天子所命春是一季之始彌畏災害故命國民家々悉儺八月儺陽々是君法臣民不可儺君故稱天子乃儺也十二月儺雖是陰既非一年之急故民亦不得同儺也今云郷人儺是三月也

〔経文〕 朝服而立於阼階

〔義疏〕 阼階東階主人之階也孔子問郷人逐鬼恐見驚動宗廟故着朝服而立於阼階以侍先祖爲孝之心也朝服者玄冠縮布衣素績裳是卿大夫之祭服也禮唯孤卿爵弁自祭若卿大夫以下悉玄冠以自齋祭々々不異冠服也  
以下、字句の異同について考察する。  
① 『要略』は「節」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「卽」に作る。字形が近似しているゆえの『要略』の誤写か。  
② 『要略』は「及」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「皮」に作る。字形が近似しているゆえの『要略』の誤写か。  
③ 『要略』は「改歛」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「以馭」に作る。筆写体が近似しているゆえの『要略』の誤写か。  
④ 『要略』は「之」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「三」に作る。筆写体が近似しているゆえの『要略』の誤写か。  
⑤ 『要略』は「令」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「命」に作る。筆

写体が近似しているゆえの『要略』の誤写か。

- ⑥ 『要略』は「玄」がないが、『義疏』〔義疏〕は「玄」が存する。『要略』の脱字、もしくは節略が想定されるが、何れかは不明である。
- ⑦ 『要略』は「<sup>體</sup>々」がないが、『義疏』〔義疏〕は「<sup>體</sup>々」が存する。『要略』の脱字か。
- ⑧ 『要略』は「癘」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「厲」に作る。両者は通用する。
- ⑨ 『要略』は「及」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「乃」に作る。字形が近似しているゆえの『要略』の誤写か。
- ⑩ 『要略』は「玄」がないが、『義疏』〔義疏〕は「玄」が存する。『要略』の脱字、もしくは節略が想定されるが、何れかは不明である。
- ⑪ 『要略』は「此」がないが、『義疏』〔義疏〕は「此」が存する。『要略』の脱字か。
- ⑫ 『要略』は「也」がないが、『義疏』〔義疏〕は「也」が存する。『要略』の脱字、もしくは節略が想定されるが、何れかは不明である。
- ⑬ 『要略』は「哀」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「衰」に作る。字形が近似しているゆえの『要略』の誤写か。
- ⑭ 『要略』は「癘」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「厲」に作る。両者は通用する。
- ⑮ 『要略』は「只」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「亦」に作る。筆写体が近似しているゆえの『要略』の誤写か。
- ⑯ 『要略』は「人」がないが、『義疏』〔義疏〕は「人」が存する。『要略』の脱字か。
- ⑰ 『要略』は「鄭云此儼」がないが、『義疏』〔義疏〕は「鄭云此儼」が存する。『要略』の脱字、もしくは節略が想定されるが、何れかは不明である。
- ⑱ 『要略』は「之」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「<sup>體</sup>」に作る。筆

写体が近似しているゆえの『要略』の誤写か。

- ⑲ 『要略』は「勵」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「厲」に作る。両者は通用する。
- ⑳ 『要略』は「殆」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「強」に作る。筆写体が近似しているゆえの『要略』の誤写か。
- ㉑ 『要略』は「案」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「按」に作る。両者は通用する。
- ㉒ 『要略』は「<sup>體</sup>陰」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「陰陽」に作る。『要略』の誤写（転倒）か。
- ㉓ 『要略』は「年」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「季」に作る。両者は通用する。
- ㉔ 『要略』は「厲」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「害」に作る。「厲」と「害」は「わざわざ」の意で通用する。
- ㉕ 『要略』は「追儼」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「悉儼」に作る。嵐義人氏<sup>17)</sup>によると、「貞観十一、二年に儼儀の称呼が「大儼」から「追儼」に変更した」ことが明らかにされている。嵐氏の説に依拠すれば、『要略』の撰述時には「追儼」の名称が定着していると思われる。撰述時の実状を踏まえた『要略』の撰者による本文整定かと推定される。
- ㉖ 『要略』は当該箇所<sup>18)</sup>に字句がないが、『義疏』〔義疏〕は「法臣民不可儼君」がある。『要略』の脱文か。
- ㉗ 『要略』は「併」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「稱」に作る。両者は通用する。
- ㉘ 『要略』は「年」に作るが、『義疏』〔義疏〕は「季」に作る。両者は通用する。
- ㉙ 『要略』は「也」がないが、『義疏』〔義疏〕は「也」が存する。『要略』の脱字、もしくは節略が想定されるが、何れかは不明である。

③〇 『要略』は「廟」に作るが、『義疏』（義疏）は「唐」に作る。両者は通用する。

③① 『要略』は「縮」に作るが、『義疏』（義疏）は「縮」に作る。『要略』の誤写か。

③② 『要略』は「績」に作るが、『義疏』（義疏）は「積」に作る。両者は通用する。ただし、字形が近似しているゆえの何れかの誤写の可能性がある。

③③ 『要略』は当該箇所にながらないが、『義疏』（義疏）は「卿大夫之祭服也」以下「々々不異冠服也」までの文が存する。『要略』の節略か。以上の考察をまとめる。

A 『要略』の誤写等：①・②・③・④・⑤・⑨・⑬・⑮・⑱・⑳・

㉒・③①・③②

B 『要略』の脱字・脱文：⑥・⑦・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱・⑲

C 『要略』の節略：⑥・⑩・⑫・⑬・⑰・⑲・⑳・⑳

D 『要略』の本文整理：②⑤

E 『要略』の字句と『義疏』の字句が通用の関係のもの：⑧・⑭・

⑲・⑳・㉑・㉒・㉓・㉔・㉕・㉖・㉗・㉘・㉙・㉚

A～Dについては、『要略』所引『義疏』と旧鈔本『義疏』の本文系統の相異に起因する差異ではないと考えられる。これに対してEは系統の分類に関わる相異である可能性がある。しかし、それらは何れも一字の相異に止まっており、比較検討の材料としては十分とは言えず、これをもって本文系統の問題に踏み込むことは躊躇される。よってここでは、系統分類に関わる可能性を認めつつ、最終的な結論は保留しておく。

（二）『要略』卷六十七 糺彈雜事（男女衣服并資用雜物）

論語憲問篇云子貢曰管仲非仁者與云餘子曰管仲相桓公霸諸

侯壹匡天下民到于今受其賜微管仲吾其被髮左衽矣注云微无

也。无管仲則君不君。臣皆為夷狄也。疏云被髮不結也。衽衣前也。左衽之從右來向左也。中國結髮而衣衽向右。夷狄被領而衣衽向左。君十時。无管仲則令我亦為夷狄。故云被髮左衽也。无管仲則君不君。臣不臣。皆為狄也。

旧鈔本『義疏』卷第七 憲問第十四

〔經文〕子貢曰管仲非仁者與

〔義疏〕問孔子嫌管仲非是仁者乎

〔經文〕桓公殺公子糾不能死又相之

〔義疏〕此舉管仲非仁之迹（後略）

〔經文〕子曰管仲相桓公霸諸侯一匡天下

〔義疏〕孔子說管仲為仁之迹也（後略）

〔集解〕馬融曰匡正也。天子微弱。桓公率諸侯以尊周室。一正天下也。

〔經文〕民到于今受其賜

〔義疏〕猶恩惠也（後略）

〔集解〕受其賜者謂不被髮左衽之惠也

〔義疏〕王弼曰于時戎狄交侵（後略）

〔經文〕微管仲吾其被髮左衽矣

〔義疏〕此舉受賜之事也。被髮不結也。左衽衣前也。從右來向左。孔子言

若无管仲則今我亦為夷狄。故被髮左衽矣。

〔集解〕馬融曰微无也。无管仲則君不君。臣不臣。皆為夷狄也。

〔論語集解〕裏書

衽衣前也。左衽之從右來向左也。中國結髮而衣衽向右

夷狄被領而衣衽向左。若于時。天管仲則令我亦為夷狄。故云一

云一

以下、字句の異同について考察する。

① 『要略』は「云餘」が存するが、『義疏』（經文）には「云餘」がない。

『要略』の衍字か。

- ② 『要略』は「壹」に作るが、『義疏』（経文）は「一」に作る。両者は通用する。
- ③ 『要略』・『論語集解』裏書は「左」がないが、『義疏』（義疏）は「左」が存する。
- （一）『要略』・『論語集解』裏書の脱字、（二）『要略』・『論語集解』裏書と『義疏』とは異なるテキストからの引用、等の可能性が考えられるが、何れとも判断し難い。
- ④ 『要略』・『義疏』（義疏）は「衽」に作るが、『論語集解』裏書は「衽」に作る。両者は通用する。
- ⑤ 『要略』は「左衽之」、『論語集解』裏書は「左衽々」がそれぞれ存するが、『義疏』（義疏）は当該箇所字句がない。（一）『要略』・『論語集解』裏書の衍字、もしくは本文整理のための附加、（二）『要略』・『論語集解』裏書と『義疏』とは異なるテキストからの引用、等の可能性が考えられるが、何れとも判断し難い。
- ⑤―イ 『要略』は「衽」に作るが、『論語集解』裏書は「衽」に作る。両者は通用する。
- ⑤―ロ 『要略』は「之」に作るが、『論語集解』裏書は「之」に作る。「之」と「之」の筆写体が近似しているゆえの何れかの誤写か。ただし、国史大系本『要略』は「衣前」と校勘し、鼈頭注に「衣前、原作之一字、據中本改補」とある。国史大系本『要略』の凡例によると、中本とは黒板勝美氏の所蔵に係り、九条公爵家旧蔵中原章純本（天明六年書写）とあるが未見。
- ⑥ 『要略』・『論語集解』裏書は「也」が存するが、『義疏』（義疏）は「也」がない。（一）『要略』・『論語集解』裏書の「也」は本文整理のため附加、（二）『要略』・『論語集解』裏書と『義疏』とは異なるテキストからの引用、等の可能性が考えられるが、何れとも判断し難い。
- ⑦ 『要略』は「中國結髮而衣衽向右夷狄被領而衣衽向左」、『論語集解』裏書は「中國結髮而衣衽向右夷狄被領而衣衽向左」の文がそれぞれ存するが、『義疏』（義疏）は当該箇所文がない。『要略』・『論語集解』裏書は、『義疏』とは異なるテキストから引用したか。
- ⑦―イ 『要略』は「結」に作るが、『論語集解』裏書は「紒」に作る。両者は通用する。
- ⑦―ロ 『要略』は「衽」に作るが、『論語集解』裏書は「衽」に作る。両者は通用する。
- ⑦―ハ 『要略』は「領」に作るが、『論語集解』裏書は「頤」に作る。「領」と「頤」は「髮」の異体字（頤）等に字形が近似しているゆえの誤写か。ただし、国史大系本『要略』は「髮」と校勘し、鼈頭注に「髮、原作領、據寮本改」とある。国史大系本『要略』の凡例によると、寮本とは宮内省図書寮所蔵本とある。<sup>18)</sup>
- ⑧ 『要略』は「君十時」、『論語集解』裏書は「君子時」に作るが、『義疏』（義疏）は「孔子言若」に作る。（一）『要略』・『論語集解』裏書は何らかの誤写、（二）『要略』・『論語集解』裏書と『義疏』とは異なるテキストからの引用、等の可能性が考えられるが、何れとも判断し難い。
- ⑧―イ 『要略』は「君」に作るが、『論語集解』裏書は「若」に作る。字形が近似しているゆえの『要略』の誤写か。
- ⑧―ロ 『要略』は「十」に作るが、『論語集解』裏書は「于」に作る。字形が近似しているゆえの『要略』の誤写か。
- ⑨ 『要略』・『義疏』（義疏）は「无」に作るが、『論語集解』裏書は「天」に抹消点を付し、「无」を傍記する。『論語集解』裏書は文永七年（一二七〇）の「見合」の際に発見した誤写を訂正したものか。
- ⑩ 『要略』は「令」に作るが、『論語集解』裏書・『義疏』（義疏）は「今」に作る。字形が近似しているゆえの『要略』の誤写か。
- ⑪ 『要略』・『論語集解』裏書は「云」が存するが、『義疏』（義疏）は「云」

がない。(一)『要略』・『論語集解』裏書の「云」は本文整定のため附加、(二)『要略』・『論語集解』裏書と『義疏』とは異なるテキストからの引用、等の可能性が考えられるが、何れとも判断し難い。

⑫ 『要略』・『論語集解』裏書は「枉」に作るが、『義疏』(『義疏』は「枉」に作る。両者は通用する。

⑬ 『要略』は「矣」がないが、『義疏』(『義疏』は「矣」が存する。『要略』の脱字、もしくは節略が想定されるが、何れかは不明である。

⑭ 『要略』は集解の文章「无管仲則君不君不君臣不臣皆爲狄也」が存するが、冒頭の経文の後にも集解の文章「注云微无也无管仲則君不君臣不臣皆爲夷狄也」が存する。『要略』の当該箇所は衍文か。以上の考察の結果をまとめる。

A 『要略』の誤写……⑧(一)・⑩・⑧―イ・⑧―口

B 『要略』の脱字・脱文……③(一)・⑦・⑬

C 『要略』の衍字・衍文……①・⑤(一)・⑭

D 『要略』の節略……⑬

E 『要略』の附加……⑤(一)・⑥(一)・⑪(一)

F 『要略』の字句と『義疏』の字句が通用の……②・⑩

G 『要略』・『義疏』の字句と『論語集解』裏書の字句が通用のもの……④

H 『要略』の字句と『論語集解』裏書の字句が通用のもの……⑤―イ・⑦―イ・⑦―口

I 『要略』・『論語集解』裏書の字句と『義疏』の字句が通用のもの……⑫

J 『要略』と『論語集解』裏書の誤写……⑦―ハ

K その他の要因……③(一)・⑤(一)・⑤―口・⑥(一)・⑦・⑧(一)・⑨・⑪(一)

A～J・K・⑨・⑭については、『要略』所引『義疏』と旧鈔本『義疏』

の本文系統の相異に起因する差異ではないと考えられる。これに対してK③(一)・⑤(一)・⑥(一)・⑧(一)・⑪(一)の差異は本文系統に開わる可能性がある。しかし、これらは比較検討の材料としては十分とは言えない。このことから本文系統の問題には踏み込まず、系統分類に関わる可能性を認めつつ、最終的な結論は保留しておきたい。ただし、⑦の差異は大きく、本文系統の検討に与える影響を示唆する。⑦の『論語集解』裏書は、『要略』所引『義疏』とほぼ一致を見、『義疏』の引用と考えられるが、この文は『義疏』の諸鈔本・刊本に全く見えない。旧稿で得た旧鈔本『義疏』は唐鈔本に由来する本文を遺存しているという結論と以上の事実を勘案すると、『要略』所引『義疏』・『論語集解』裏書と旧鈔本『義疏』の相異は、唐鈔本に由来する本文内に於ける系統(小系統)の相異である。

〔三〕『要略』卷六十九 糺彈雜事(致敬拜礼下馬)

論語去王孫賈問曰與其媚於奧寧媚於窻何謂也注云王孫賈

衛大夫與內也<sup>①</sup>以諭近臣也窻以諭執政者也疏云賈仕衛執政

爲十國之要<sup>②</sup>

『小野宮年中行事裏書』第三葉裏

論語云王孫賈問曰與其媚於奧寧媚於窻何謂也注云王孫賈

衛大夫與內也<sup>①</sup>以諭近臣也窻以諭執政者也疏云賈仕衛執政

爲一國之要<sup>②</sup>

旧鈔本『義疏』卷第二 八份第三

〔經文〕王孫賈

〔義疏〕~~~~~者周靈王之孫名賈也是時仕衛爲大夫也

〔經文〕問曰與其媚於奧寧媚於窻何謂也

〔義疏〕<sup>④</sup>此世俗舊語也媚趣向也奧內也謂室○西南角室向東南開戶

西南安牖々内隱與無事恒令尊者所居之處也窻謂人家爲飲

食之處也賈仕在衛執政爲一國之要能爲人之烟欲自比如竈⑤  
雖卑外而實要爲衆人所急也又侍君之近臣以喻奧也近君之  
臣雖近君爲尊而交无事如室之奧雖尊而无事也并於人无烟  
也時孔子至衛賈誦此舊語以感切孔子欲令孔子求媚於己如  
人之媚竈也故云與其媚於奧寧當媚竈問於孔子何謂使孔子  
悟之也

〔集解〕孔安國曰王孫賈衛大夫也奧内也①以喻近臣也竈以喻執政也②  
賈者執政者也欲使孔子求昵之故微以世俗之言感動之也③

以下、字句の異同について考察する。

- ① 『要略』は「奥」に作るが、『小野宮年中行事裏書』・『義疏』〔集解〕は共に「也」に作る。『要略』の誤写か。
- ② 『要略』・『小野宮年中行事裏書』は共に当該箇所「字句がないが、『義疏』〔集解〕は「也賈者執政」が存する。『要略』・『小野宮年中行事裏書』は脱文か。
- ③ 『要略』・『小野宮年中行事裏書』は共に当該箇所に文がないが、『義疏』〔集解〕は「欲使孔子求昵之故微以世俗之言感動之也」が存する。『要略』・『小野宮年中行事裏書』は節略か。
- ④ 『要略』・『小野宮年中行事裏書』は共に当該箇所に文がないが、『義疏』〔義疏〕は「此世俗舊語也」以下「竈謂人家爲飲食之處也」までの文が存する。『要略』・『小野宮年中行事裏書』は節略か。
- ⑤ 『要略』・『小野宮年中行事裏書』は共に「在」がないが、『義疏』〔義疏〕は「在」が存する。『要略』・『小野宮年中行事裏書』は脱字か。
- ⑥ 『要略』は「十」に作るが、『小野宮年中行事裏書』・『義疏』〔義疏〕は共に「一」に作る。『要略』の誤写か。
- ⑦ 『要略』・『小野宮年中行事裏書』は共に当該箇所に文がないが、『義疏』〔義疏〕は「能爲人之烟」以下「使孔子悟之也」までの文が存する。『要略』・『小野宮年中行事裏書』は節略か。

以上の考察の結果をまとめる。

- A 『要略』の誤写：①・⑥  
B 『要略』の脱字・脱文：②・⑤  
C 『要略』の節略：③・④・⑦

これらは何れも本文系統の相異に起因する差異ではないと考えられる。なお、②・③・④・⑤・⑦は、何れも『要略』と『小野宮年中行事裏書』に共通の脱字・脱文・節略があることを示しており、両書の親近性を窺わせる。

#### ④ 『要略』所引『義疏』・『小野宮年中行事裏書』所引『義疏』と敦煌本『論語疏』との相異

本章では、前章で用いた旧鈔本『義疏』に代えて、敦煌本『論語疏』を検討の対象とする。

まずはじめに、調査に用いた典籍諸本のテキストについて述べておく。

##### 〈1〉『要略』

福田文庫本

##### 〈2〉『小野宮年中行事裏書』

国立歴史民俗博物館所蔵江戸時代初期写本⑱

##### 〈3〉敦煌本『論語疏』

パリ国立図書館所蔵ベリオ将来本⑲

以下、『要略』所引『義疏』・『小野宮年中行事裏書』所引『義疏』・敦煌本『論語疏』の該当箇所を列挙し、比較検討を行う。

『要略』卷六十九 札彈雜事（致敬拜礼下馬）

論語去云王孫賈問曰與其媚於奧寧媚於竈何謂也注云王孫賈①

衛大夫奧内奥以喻近臣也竈以喻執政者也疏云賈仕衛執政

爲十國之要

『小野宮年中行事裏書』第二葉裏

論語云王孫賈問曰與其媚於奧寧媚於竈何謂也注云王孫賈  
衛大夫奧内也以喻近臣也竈以喻執政者也疏云賈仕衛執政  
爲一國之要

敦煌本『論語疏』

〔經文〕王孫賈問曰與其媚於奧寧媚於竈何謂也子曰不然獲罪於

天無所禱

〔集解〕注天以喻君云々

〔義疏〕此明王孫賈引代俗之言問於孔子曰言人與其趣向於奧寧

趣向於竈何謂也 云奥内者 爾雅云室中西南隅曰奥東

南開戸西南安牖々内爲隱奥無事令尊者所居之處也 竈謂

人家爲飲食處也 賈仕於衛時孔子注衛賈誦此舊語以感

切孔子欲令孔子求媚於己如人媚竈也 問孔子云何謂使

孔子以悟之也 樂肇云奥尊而無事竈卑而有求時周室衰

微權在諸侯賈自周出仕衛故託代俗之言以自解於孔々子々

云獲罪於天無所禱者明天神無上王尊無二當事尊卑不足

媚也 王孫賈者周靈王之子孫名賈也 入廟下更云入太

廟者 對或人之時下錄平常行之禮故兩出之也

① 『要略』・『小野宮年中行事裏書』は共に、集解の文章「王孫賈衛大夫奥内也以喻近臣也竈以喻執政者也」を引用するが、敦煌本『論語疏』には該当する集解は省略されており、比較検討の対象とはならない。

② 『要略』・『小野宮年中行事裏書』は共に、義疏である「賈仕衛執政爲十國之要」を引用する。一方、敦煌本『論語疏』（義疏）には、これに対応する文章は見えない。

右の考察では、比較検討の材料が僅かであるため、明確な結論を示す

ことには慎重でなければならぬ。ただし、②は『要略』・『小野宮年中行事裏書』に対する敦煌本『論語疏』の独自性を示している可能性があるろう。

### むすびにかえて

本稿では、日本古代・中世に流布した『義疏』を性格の解明する一環として、旧稿に於ける『集解』所引『義疏』の性格の考察に引き続き、『要略』所引『義疏』の性格について考察を行ってきた。材料不足や調査が行き届かず、判断に窮する場合も尠なくない。従って、多くの課題は残るが、以下の点を明らかにした。

字句の異同に関しては、大局的に見て、『要略』所引『義疏』と旧鈔本『義疏』は本文系統を異にしていると言え得るような相異はなく、旧稿で得た結論と一致すると考えられる。

次に、敦煌本『論語疏』は、『要略』所引『義疏』・『小野宮年中行事裏書』所引『義疏』・旧鈔本『義疏』に対し、本文系統に独自性が窺われる。

この点でも旧稿の結論と一致している。

また、第三章の(二)で詳述した如く、『要略』所引『義疏』と『論語集解』裏書はほぼ一致した。これと旧稿で得た旧鈔本『義疏』は唐鈔本に由来する本文を遺存しているという結論を勘案すると、『要略』所引『義疏』・『論語集解』裏書と旧鈔本『義疏』の相異は、唐鈔本に由来する本文内に於ける小系統の相異であり、『要略』所引『義疏』・『論語集解』裏書は、旧鈔本『義疏』に対して、より旧態を遺存していると言える。

更に、『要略』所引『義疏』と『小野宮年中行事裏書』所引『義疏』に共通の脱字・脱文・節略が認められ、両書の親近性を窺わせる。

しかしながら、旧稿では視野に入らなかった新たな三つの問題が出現

した。

第一に、『義疏』に於ける経文・義疏・集解の配列である。旧鈔本『義疏』に於けるこれらの配列は、高橋均氏<sup>(21)</sup>によると、「経文↓義疏↓集解」が基本である。然るに、『要略』所引『義疏』・『小野宮年中行事裏書』所引『義疏』及び敦煌本『論語疏』では、「経文↓集解↓義疏」の順序である。『令集解』所引の『義疏』のうち、旧稿で検討したのは疏文のみを引用する箇所であったため、『義疏』の構成については、対象になり得なかった。しかし、このような構成の相異は、『義疏』の鈔本系統に関わっている可能性があり、古代に流布した『義疏』の性格を説明する上で、今後の課題としなければならない。

なお本稿では、『要略』と密接な関わりを持つとされている『小野宮年中行事』の裏書に引く『義疏』を検討対象としたが、『義疏』の引用の比較からも、また右の「経文↓集解↓義疏」という配列の点でも、『要略』と『小野宮年中行事』の親近性が認められよう。

第二に、前述の『要略』と『小野宮年中行事裏書』の親近性は、先に触れた和田・太田・虎尾・所の諸氏の説を、補うことができる。諸氏の説と両書の親近性を勘案すると、『要略』・『小野宮年中行事裏書』の両書に引用される『義疏』は、惟宗家もしくは小野宮家に伝来した『義疏』を藍本とした可能性を示唆する。

第三に、旧稿では視野に入れていない問題として、『令集解』所引漢籍が個々の典籍からの直接引用によるものではなく、原本系『玉篇』・『切韻』等の小学書や『修文殿御覽』等の先行類書によるものである可能性が指摘されている<sup>(23)</sup>。このことから、先行類書として、敦煌佚名類書、中国類書（『北堂書鈔』<sup>(25)</sup>・『芸文類聚』<sup>(26)</sup>・『初学記』<sup>(27)</sup>・『太平御覧』<sup>(28)</sup>）、そして、日本に於ける類書の嚆矢である『秘府略』<sup>(29)</sup>の各書について、『義疏』の引用の有無を精査した。その結果、『義疏』の引用は管見の限り各書全てに見出すことはできなかった。ただし敦煌佚名類書・『秘府略』は、

何れも極僅かに残存するのみの片鱗であって、これらに『義疏』の引用がないことをもって直ちに、敦煌佚名類書・『秘府略』の引用漢籍の全貌を判断することはできず、また先行類書の調査範囲も限られている<sup>(30)</sup>が、(一) 敦煌佚名類書・中国類書・『秘府略』の各書に『義疏』の引用が見られないこと、(二) 前述した如く『要略』・『小野宮年中行事裏書』の両書に引用される『義疏』に共通性が認められ、両書の親近性が窺われること、(三) 和田氏を始めとする諸氏の『要略』と小野宮家・『小野宮年中行事』が密接な関係にあったとする説、(四) 九世紀後半の惟宗直本『令集解』・惟宗允亮『要略』・『小野宮年中行事裏書』の三書に引用される『義疏』の性格が一致すること、の四点を勘案すると、『令集解』・『要略』・『小野宮年中行事裏書』は惟宗家に伝来していた『義疏』を藍本としたという仮説が成り立つ。更に、従来『令集解』所引漢籍が先行類書等からの引用である可能性が指摘されているが、『義疏』の引用が一連の先行類書に認められないことから、『令集解』に引用される全ての漢籍が先行類書からの間接引用ではなく、一部の漢籍は個々の典籍からの直接引用の可能性も考えられ、検討の余地がある。

そして、旧稿と関連する問題がある。旧稿に於いて、日本伝存の唐鈔本の本文に由来する『義疏』を「五氣」に作る写本のグループと「五常」に作る写本・鈔本のグループに大別した<sup>(32)</sup>。「五氣」のグループ（『令集解』・『秘密曼荼羅十住心論』）が平安時代前期までに成立した典籍諸本に引用されているのに対し、「五常」のグループ（『悉曇輪略図抄』・『五行大義』裏書・旧鈔本『義疏』）は鎌倉時代中期以降に成立しないしは書写された典籍諸本に引用されており、「五氣」に作る典籍諸本は相対的に古く、「五常」に作る典籍諸本は相対的に時代が降るといふ事実を明らかにした。本稿での『要略』所引『義疏』・『論語集解』裏書と旧鈔本『義疏』の相異は、唐鈔本に由来する本文内に於ける小系統の相異であり、『要略』所引『義疏』・『論語集解』裏書は、旧鈔本『義疏』と比較して、より旧

態を遺存しているという結論と旧稿の結論を鑑みると、『要略』所引『義疏』・『論語集解』裏書は「五常」のグループ、旧鈔本は「五常」のグループに対応させることができよう。従って『要略』所引『義疏』・『論語集解』裏書は、日本伝来当時の様態を留めていると言えよう。先に触れたが、『論語集解』は奥書から文永五年（一二六八）に本文を書写した後、同七年（一二七〇）に校合し、勘物等を書写したと認められ、このことから、本書の裏書は親本に存していた勘物を文永七年に書写したものと推定される<sup>33</sup>。ただし、前述の如く「五常」のグループは、鎌倉時代中期以降に成立ないしは書写された典籍諸本に引用されていて、『論語集解』裏書は書写年代の分類に合致しない。『論語集解』裏書の親本については不明であるが、『要略』所引『義疏』と『論語集解』裏書がほぼ一致するという事実から、祖本は平安時代のテキスト、すなわち「五常」のグループに属するテキストから伝写され、『論語集解』裏書ができたかと推測される。

以上が本稿で得た結論及び、新たに生じた課題である。今後も古代・中世の日本古典籍に引用される『義疏』を博搜して、日本古代・中世に於ける『義疏』の受容の実態を明らかにし、漢学を主とする日本古代・中世学問史研究に発展させていきたい。

### 【謝辞】

本稿を為すに際し、原本調査を御許可頂いた大阪府立大学学術情報総合センター、宮内庁書陵部、国立公文書館、東京大学総合図書館、名古屋市蓬左文庫、名古屋市立鶴舞中央図書館の各機関、及び紙焼き写真の頒布を御許可頂いた各機関の担当者各位に、茲に記して御礼申し上げます。

### 註

(1) 拙稿「令集解」所引『論語義疏』の性格に関する諸問題―「五常」の条をめぐる―（『総研大文化科学研究』三号、二〇〇七年、総合研究大学院大学文化科学研究科）を参照。以下、旧稿とはこれを指す。

(2) 『要略』は、平安時代中期の長保四年（一〇〇二）頃に明法博士惟宗（令宗）允亮により撰せられた法制書で、元来は一三〇巻から構成されていたと考えられているが、現存は二五巻である。

『要略』についての基礎的研究には次の諸氏の研究がある。

和田英松「政事要略考」（『史学雑誌』二六編一一号、一九一五年。後に「政事要略 百三十巻」に改題し和田英松「本朝書籍目録考証」所収、一九三六年、明治書院）

太田晶二郎「政事要略」補考」（『日本歴史』六七号、一九五三年。後に『新訂増補国史大系月報』6所収、一九六四年、吉川弘文館、及び『太田晶二郎著作集』第二冊所収、一九九一年、吉川弘文館）

利光三津夫「政事要略」その逸文について―（『新訂増補国史大系月報』6所収、一九六四年、吉川弘文館）

飯田瑞穂「政事要略」所引聖徳太子伝について―（『中央大学文学部紀要』通巻六一号 史学科一六号、一九七一年。後に飯田瑞穂「聖徳太子伝の研究」所収、飯田瑞穂著作集Ⅰ）二〇〇〇年、吉川弘文館）

虎尾俊哉「政事要略」（坂本太郎・黒板昌夫編『国史大系書目解題』上巻所収、一九七一年、吉川弘文館。後に虎尾俊哉「古代典籍文書論考」所収、一九八二年、吉川弘文館）

所功「政事要略所引「西宮記」と現行文との対比」（『皇学館大学紀要』一一輯 創立九十年再興十年記念号、一九七二年。後に『西宮記』の成立）に加筆・改題し所功『平安朝儀式書成立史の研究』所収、一九八五年、国書刊行会）清水潔

① 「政事要略」の欠佚篇部の復原―『国史大系書目解題』上巻の補遺と修正―（『皇学館論叢』六巻五号 通巻三四号、一九七三年）

② 「国史」について―「政事要略」所引「国史」を中心として―（『皇学館論叢』七巻一号 通巻三六号、一九七四年）

③ 「本朝月令と政事要略の編纂」（『神道史研究』二四巻三号、一九七六年）

④ 「国史の引用より見たる政事要略の編纂態度と編者の日本観」（『皇学館論

叢 一三卷二号 通卷七三号、一九八〇年

⑤ 「本朝月令の成立」(『皇学館大学神道研究所紀要』一七輯、二〇〇一年)

⑥ 「本朝月令」「政事要略」所引聖德太子伝について(『神道史研究』四九卷二号、二〇〇一年)

木本好信「解題『政事要略』と惟宗允亮」(木本好信・大島幸雄・正野順一・吉永良治編『政事要略総索引』所収、一九八二年、国書刊行会。後に『政事要略』と惟宗允亮)に改題し木本好信『平安朝日記と逸文の研究―日記逸文にあらわれたる平安公卿の世界』所収、一九八七年、桜楓社)

押部佳周「政事要略の写本に関する基礎的考察」(『広島大学学校教育学部紀要』二部五号、一九八三年)

相曾貴志「政事要略にみえる式―糺弾雑事を中心に―」(『書陵部紀要』四六号、一九九五年)

川尻秋生「国立歴史民俗博物館所蔵『太刀節刀契等事小右記中右記抜書』―政事要略・詐偽律・日記逸文―」(『日本歴史』五八六号、一九九七年)

吉岡眞之「尊経閣文庫所蔵『政事要略』解説」(『政事要略』尊経閣善本影印集成36)所収、二〇〇六年、八木書店)

五十嵐基善「『政事要略』所引『令集解』に関する基礎的考察」(明治大学学術フロンティア推進事業 日本古代文化における文字・図像・伝承と宗教の総合的研究『古代学研究所紀要』三号、二〇〇六年)

また、『要略』所引漢籍の研究に太田次男『政事要略』所引の白氏文集について(『史学』四五卷四号、一九七三年、三田史学会。後に太田次男『旧鈔本を中心とする白氏文集本文の研究』中)所収、一九九七年、勉誠社)、『要略』所引『義疏』を資料の一つとして用いた研究に山口諤司「論語義疏の系統に就いて」(『東洋文化』復刊六七号、一九九一年、無窮会)がある。

(3) 『増訂版国書総目録』五卷(一九九〇年、岩波書店)を参照。  
(4) 国文学研究資料館編『古典籍総合目録―国書総目録統編』二卷(一九九〇年、岩波書店)を参照。

(5) 筆者が調査し得た九本の他、吉岡眞之氏から以下の二本の情報提供を受けた。  
○陽明文庫所蔵本(近一七七―一)

○大阪府立中之島図書館石崎文庫所蔵本(石一四九二―一)  
(6) 函架番号 三三二二―KOR―福田文庫

(7) 第一帙は卷二二―三〇・五一―五三・五四の二冊、第二帙は卷五五―五七・五九―六二・六七・六九・七〇・八一―八二・八四・九五の一四冊をそれぞれ納める。  
各巻全て巻頭遊紙が一葉あり、巻末遊紙はない。

墨付葉数は左記の如くである。

卷二二 四七葉 卷五六 三〇葉

卷二三 三〇葉 卷五七 三六葉

卷二四 二九葉 卷五九 五三葉

卷二五 四九葉 卷六〇 四五葉

卷二六 五〇葉 卷六一 二九葉

卷二七 二四葉 卷六二 一一葉

卷二八 三三葉 卷六七 四四葉

卷二九 四九葉 卷六九 二二葉

卷三〇 四八葉 卷七〇 三九葉

卷五一 四一葉 卷八一 三八葉

卷五三 六〇葉 卷八二 四五葉

卷五四 三八葉 卷八四 三一葉

卷五五 三五葉 卷九五 三六葉

(8) 卷二二―三〇・五一―五三・五四―五九―六二の各巻の元表紙に貼紙が存し、書名・巻数が墨書され、更に各巻の元表紙が現表紙の見返に貼付されている。また、巻五一―六七・六九・七〇の各巻の元表紙に書名・巻数が墨書されている。このことから勘案して、以上の各巻の元表紙は本紙共紙かと推定される。

(9) 「講書私記」については、早川庄八「貞観講書と延喜講書」(『新訂増補国史大系月報』50所収、一九六六年、吉川弘文館。後に加筆し早川庄八『日本古代の文書と典籍』所収、一九九七年、吉川弘文館)を参照。

(10) 旧鈔本『義疏』の函架番号等は次の如くである。  
《一》 応永三十四年本『尊経閣文庫漢籍分類目録』(一九三四年、石黒文吉) 九四頁第一〇行に著録。  
《二》 文明九年本 〇二―一―二〇―五  
《三》 清熙園本 一三三・三一―一七

(11) 武内義雄「論語義疏(校本)・校勘記」(一九二四年、懷徳堂記念会。後に武内義雄『武内義雄全集 第一巻 論語篇』所収、一九七八年、角川書店)を参照。

(12) 武内義雄「論語皇疏校訂の一資料―国宝論語総略について―」(『日本学士院紀要』六卷二・三合併号、一九四八年。後に『武内義雄全集 第一巻 論語篇』所収)に、「私が寓目した日本の皇疏の旧鈔本中、最も古いと考えられる清熙園本」とある。

(13) 高橋均「旧抄本論語義疏について―邢昺の論語正義の竄入を中心として―」(『日本中国学会報』四一集、一九八九年)に、「旧抄本の中で最も古い抄本のひとつ」とある。

と考える清熙園論語義疏」とある。

- (14) テキストは、宮内庁書陵部所蔵「礼記」(五五六―一八)のカラー写真を用いた。二〇〇八年二月一日調査実施。宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題 漢籍篇』(一九六〇年、大蔵省印刷局)を参照。

- (15) テキストは、鹿内浩胤「小野宮年中行事裏書」(田中教忠旧蔵『寛平二年三月記』影印・翻刻)(田島公編『禁裏・公家文庫研究』一輯所収、二〇〇三年、思文閣出版)所収「影印」を用いた。後日、歴博所蔵原本を以って再調査した。函架番号 五二七六二。二〇〇八年八月二〇日調査実施。

ここで、『小野宮年中行事裏書』と『要略』の関係について触れたい。『小野宮年中行事裏書』は鹿内氏によると、『寛平二年三月記』と打付外題があるが、その内容から『小野宮年中行事』の裏書・首書を書写したもので、田中教忠旧蔵に係るものと考察されている。『要略』が小野宮家と密接な関係にあったことは、和田英松氏(前掲註(二))和田氏の論考を参照。が「實資特にこれ『要略』を借覽したるものなるべく、よりて一本を書寫して、これ『要略』を子孫に傳へたるものならんか。」と指摘されている。更に太田晶二郎氏(前掲註(二))太田氏の論考を参照。は「小野宮家と本書『要略』との縁故は殊に緊密と謂ふべきである。」「政事要略の編纂にも藤原実資が何程かの関係与力があったのではなからうか。(少クトモ、要略ノ多数ノ引用書ノ中ニハ実資ノ蔵書モ有ツタコトデアラウ。」と指摘されている。和田・太田の両氏の指摘を受けて虎尾俊哉氏(前掲註(二))虎尾氏の論考を参照。は「小野宮家と『政事要略』との間にある特殊な関係の存することは疑いない。太田氏は慎重に「少クトモ、要略ノ多数ノ引用書ノ中ニハ実資ノ蔵書モ有ツタコトデアラウ」と言うにとどめられたが、しかし、天下の孤本として小野宮家に相伝され、「小野宮家政事要略」とさえ言われ、しかも『小右記』にもわざわざその編纂終了の日を記載しているところから見ると、この際、一歩すすめて、小野宮実資の命により、あるいは依頼によりこの書の編纂が企てられたと見て、おそらく誤らないであろう。」とされている。なお、小野宮実資が『小野宮年中行事』を編纂する際に、『要略』を参考していたことは所功氏(『小野宮年中行事』の成立)(『国史学』一二四号、一九八四年。後に『平安朝儀式書成立史の研究』所収)を参照。により解明されている。

(16) テキストは、小林芳規「醍醐寺蔵論語卷第七文永五年点」(『研究紀要』二号所収、一九七九年、醍醐寺文化財研究所)所収「影印」を用いた。

本書には次の奥書を有する。

文永五年閏正月六日書寫之畢  
(花押)

五月七日移點了

同七年後九月二日重見合之移勘物等了

(別巻) 文永七年十二月十三日以累家之

説奉授三品羽林尊閣畢

主殿権助中原師秀

文永七年十二月廿八日以累家之

説奉授三品羽林尊閣畢

主殿権助中原師秀

以上の奥書から、文永五年(一二六八)閏正月六日に本文を書写した後、同七年(一二七〇)閏九月二日に校合し、勘物等を書写したことがわかる。このことから、本書の裏書は親本に存していた勘物を文永七年に書写したものと推定される。ただし、本書の親本については不明である。なお、本書の書誌等は小林氏の論考所収「解題」を参照。

- (17) 嵐義人「儼儀改称年代考―大雛から追雛へ―」(『国学院大学日本文化研究所紀要』四六輯、一九八〇年)、及び大日方克己「大晦日の雛」(『大日方克己「古代国家と年中行事」所収、一九九三年、吉川弘文館。後に「講談社学術文庫」二〇〇八年、講談社)を参照。

- (18) 国史大系本『要略』が「髪」と校勘する拠り所とした寮本、すなわち宮内省図書寮所蔵本とは、宮内庁書陵部所蔵『要略』諸写本の当該箇所を調査した結果、函架番号「一七一―一五九」である。二〇〇八年四月一〇日調査実施。

- (19) 前掲註(15)を参照。

- (20) テキストは、東洋文庫所蔵紙焼き写真 Pelliot chinois 'Touen-houang 3573 を用いた。本書は敦煌でフランス人ポール・ペリオ(Paul Pelliot)により発見され、現在は、パリ国立図書館が所蔵している。学而・為政・八佾・里仁の四篇が僅かに伝存するのみの残巻であり、唐代末期の乾寧三年(八九六)以前の鈔本と推定されている。王重民「敦煌古籍叙録」(一九七九年、中文出版社)巻一経部を参照。高橋均「敦煌本論語疏について―「通釈」を中心として―」(『東京外国語大学論集』第三六号、一九八六年)、土田健次郎「IV 儒教典籍 五「論語」(池田温責任編集)講座敦煌5 敦煌漢文文献」所収、一九九二年、大東出版社)は共に、王重民氏の説を紹介している。

一方、許建平「敦煌經籍叙録」(二〇〇六年、中華書局)は、敦煌本『論語疏』について「卷七 論語 四 皇侃《論語疏》で季羨林主編『敦煌学大辞典』(一九九八年、上海辞書出版社)の「宣諭使図書記」の項(李正宇氏執筆)の「此卷書法適美、功力頗深、非晚唐敦煌抄手所能及、疑為内地写本、宣諭使携至敦煌者。」に依拠し、

「其爲中原寫本可無疑矣」と述べている。すなわち、許建平氏は、敦煌に於いて書写されたテキストではなく、中原に於いて書写されたテキストと推定されている。なお、敦煌本『論語疏』の個別的検討は、今後の課題としたい。

- (21) 高橋均「敦煌本論語疏について―経文を中心として―」（『日本中国学会報』三八集、一九八六年）を参照。

- (22) 前掲註(15)を参照。

- (23) 小島憲之「国風暗黒時代の文学 中(上)―弘仁期の文学を中心として―」（一九七三年、塙書房）第二章弘仁期以前 二上代に於ける訓詁の一面を参照。

- (24) 本稿で言う敦煌佚名類書とは、敦煌でフランス人ポール・ペリオにより発見され、現在は、パリ国立図書館が所蔵しているテキストを指す。整理番号P.2520。本書は、零本ではあるが『修文殿御覽』もしくはその藍本と言われている『華林遍略』の可能性が指摘されている貴重なテキストである。下記の如く、『修文殿御覽』・『華林遍略』の両説が存するため、本稿では敦煌佚名類書と称した。『修文殿御覽』と推定する説には、例えば羅振玉「敦煌本修文殿御覽跋」（『羅振玉校刊群書叙録』所収、一九九八年、江蘇広陵古籍刻印社）、一方、『華林遍略』と推定する説には、例えば洪業「所謂修文殿御覽者」（『燕京學報』第二期所収、一九三二年）、季羨林主編「敦煌學大辭典」の「華林遍略」の項（李鼎霞氏執筆）をそれぞれ挙げるができる。テキストには、上海古籍出版社・法国国家図書館編「法国国家図書館藏 敦煌西域文獻⑤」所収「法 Paulin Sebeok『修文殿御覽』」（敦煌吐魯番文獻集成）二〇〇一年、上海古籍出版社）を用いた。
- (25) テキストには、『北堂書鈔』（一九九八年、学苑出版社）を用いた。
- (26) テキストには、『芸文類聚』（一九九九年、上海古籍出版社）を用いた。
- (27) テキストには、『初学記』（一九六二年、中華書局）を用いた。
- (28) テキストには、『太平御覽』（一九九八年、中華書局）を用いた。
- (29) テキストには、『秘府略卷第八百六十四』（一九二九年、古典保存会）、『秘府略卷八百六十八 附卷八百六十四』（『尊経閣善本影印集成13』一九九七年、八木書店）を用いた。

- (30) 本稿に於いて調査した類書の他、例えば、『法苑珠林』・『幼学指南鈔』が考えられるが、今回は調査し得なかった。右の二書を含め他の類書に於ける『義疏』引用の有無や関係については、今後の課題としたい。なお、『法苑珠林』中に『修文殿御覽』の佚文が存在し、『修文殿御覽』の復原資料として『法苑珠林』が有効であることは、勝村哲也「『修文殿御覽』新考」（『鷹陵史学』三・四号、森鹿三博士頌寿記念特集号、一九七七年。後に仏教大學歴史研究所・森鹿三博士頌寿記念会編『森鹿三博士頌寿記念論文集』所収、一九七七年、同朋舎出版）を参照。

- (31) 清水潔氏は、前掲註(二)③の論考に於いて、『要略』の編纂の実状を『本朝月令』との比較から解明された。氏は、むすびに、惟宗允亮は『要略』の撰述に際し、直宗・直本・善経・公方等の父祖伝来の明法家学の成果を吸収、継承したことから、『要略』は惟宗家学の集大成と言え、『令集解』・『本朝月令』等の祖業の典籍を参考にしたと述べている。

- (32) 『令集解』に引用される『義疏』全十三箇条のうち、「五常」の条は四箇条が認められ、後に示す平安・鎌倉・室町の各時代の典籍・敦煌本『論語疏』に当該条を見出すことができ、そこで「五常」の条を対象を絞って検討した結果、「五氣」と「五常」の異同が認められた。これを「五氣」に作る写本のグループ（『令集解』・『秘密曼荼羅十住心論』）と「五常」に作る写本・鈔本のグループ（『悉曇輪略図抄』・『五行大義』・旧鈔本『義疏』）に大別した。因みに、敦煌本『論語疏』は「五氣」に作る。

- (33) 前掲註(16)を参照。  
〔追記〕

本稿脱稿後、今西加奈「平安時代前期における追儼―九世紀後半変化説の再検討―」（『古代史の研究』一四号、二〇〇八年、関西大学古代史研究会）に接した。氏は、大雛から追儼への名称変化について、嵐義人・大日方克己の両氏の説と同様の貞観年間説をとっている。なお、本稿も、大雛から追儼への名称変化について同様の見解である。

（総合研究大学院大学文化科学研究科日本歴史専攻大学院生）  
（二〇〇七年十一月三日受理、二〇〇八年一月三日審査終了）

## The Character of *Lunyu Yishu* Quoted in *Seijiyoryaku*

TAKADA Sohei

In this article, I arrived at conclusions using *Seijiyoryaku* of the Fukuda Bunko collection at Osaka City University as a text, comparing it with the old copy of *Lunyu Yishu* and the Dunhuang manuscript of *Lunyu Shu*. Firstly, although it is quite safe to say that *Yishu* quoted in *Yoryaku* is the text originally contained in the Tang copy, it should be demarcated from the text of the Dunhuang manuscript of *Lunyu Shu*. Secondly, *Yishu* quoted in *Yoryaku* and *Yishu* quoted in *Ononomiyanenjugyoji Uragaki* have very little discrepancy in wording, indicating the closeness between *Yoryaku* and the *Ononomiyanenjugyoji Uragaki*.

Key words: *Seijiyoryaku* of the Fukuda Bunko collection, The old copy of *Lunyu Yishu*, Dunhuang manuscript of *Lunyu Shu*, Tang copy, *Ononomiyanenjugyoji Uragaki*